

産業廃棄物の処分業務委託仕様書

この仕様書は、市川市（以下「委託者」という。）の事業活動によって排出される産業廃棄物の処分業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

1. 件 名 有機汚泥処理業務委託 その2
2. 業務目的 本業務は、下水道施設、排水路、水質浄化施設及び側溝等施設から事業活動によって排出される産業廃棄物を、適切に処分することを目的とする。
3. 委託場所 市川市南八幡2丁目20番2号
4. 委託期間 令和8年6月1日～令和9年3月31日
5. 産業廃棄物の種類及び数量
委託者が処分を委託する産業廃棄物の種類、数量は次のとおりとする。

種類	有機汚泥
予定数量	420t
	42t（河川・下水道管理課）、168t（下水道建設課）、210t（道路安全課）
6. 処分の場所の所在地、方法
契約の際に契約書に明記するものとする。
7. 業務内容
 - (1) 受託者は、下水道施設、排水路、水質浄化施設及び側溝等施設から収集した廃棄物情報（別紙1）に示す産業廃棄物（有機汚泥）を多少にかかわらず全量を適切に処分するものとする。なお、委託された廃棄物を可能な限り再資源化し、最終処分量の削減に努めること。
受託者は、下水道施設、排水路、水質浄化施設及び側溝等施設からの産業廃棄物の処分に当たっては、施設利用者に危険を及ぼさないように特に注意しなければならない。
 - (2) 産業廃棄物の処分の方法
 - ア) 処分に当たっては、飛散流出しないようにすること。
 - イ) 処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

ウ) 処分のための施設は、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。

エ) 廃棄物を焼却する場合には、環境省令で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により焼却すること。

オ) 産業廃棄物の熱分解(物を処分するために、燃焼を伴わずに加熱により分解することをいう。以下同じ。)を行う場合には、環境省令で定める構造を有する熱分解設備(熱分解により廃棄物を処理する設備をいう。以下同じ。)を用いて、環境大臣が定める方法により行うこと。

カ) 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合

① 積み替えについては、破損しない方法により、かつ、その他の物と混合しないよう区分し、その他の物と混合しないように仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

② 処分については、石綿含有産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じるおそれをなくする方法として、環境大臣が定める方法により行うこと。

キ) その他産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項は、特記仕様書によるものとする。

(3) 事業の透明性について

受託者は、「5.産業廃棄物の種類及び数量」に記載する産業廃棄物について、別紙2に定める事業の透明性に係る情報を業務開始前に委託者に提出すること。ただし、やむを得ない理由により提出できない情報がある場合は、当該情報を提出できない理由を書面等により、委託者へ説明し、承諾を得ること。なお、優良認定を受けている産業廃棄物処理業者の提出は不要とする。

8. 廃棄物の適正処理のために必要な情報の提供

委託者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、次に掲げる事項を記載した廃棄物データシートその他の書類を契約時に受託者に提供するものとする。委託者は、委託する産業廃棄物の処分に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないように注意する。万一混入したことを知り得たときは、直ちに受託者に通知するものとする。

(1) 産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項

(2) 通常の保管状態における腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状に関する事項

(3) 他の産業廃棄物との混合等により生じる支障に関する事項

(4) 日本工業規格(JIS C0950)に規定する含有マーク等による表示に関する事項

次に掲げる産業廃棄物であって、日本工業規格(JIS C0950)に規定する含有マーク等による表示が付されている場合には、当該含有マークの表示に関する事項(貼付されている旨)

廃パーソナルコンピュータ、廃ユニット形エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジ、廃衣類乾燥機、廃電気冷蔵庫、廃電気洗濯機(平成18年7月

1日以降に製造されたものに限る。)

- (5) 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨
- (6) 委託者が特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第二条第五項に規定する第一種指定化学物質等取扱事業者である場合であって、かつ、委託する産業廃棄物に同条第二項に規定する第一種指定化学物質（同法第五条第一項の規定により第一種指定化学物質等取扱事業者が排出量及び移動量を把握しなければならない第一種指定化学物質に限る。）が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合
- (7) その他取り扱う際に注意すべき事項

9. 電子マニフェスト

- (1) 本業務は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェストシステム（以下「JWNET」という。）を利用して実施するものとする。
受託者は、JWNETに加入し、加入証の写しを委託者に提出するとともに、自らに係る費用の負担を行わなければならない。
- (2) 委託者は、産業廃棄物の引渡し後3日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日（以下「休日等」という。）を除く。）以内に、電子マニフェスト登録（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下この項において「法」という。）第12条の5第2項の規定による。）を行い、登録番号を受託者に通知する。
- (3) 受託者は、産業廃棄物の処分終了後3日（休日等を除く。）以内に、電子マニフェストによる処分終了報告（法第12条の5第3項の規定による。）を行う。
- (4) 受託者は、本業務に係る産業廃棄物の最終処分が終了した旨が記載されたマニフェストの写しの送付を受けたときは、送付を受けた日から3日（休日等を除く。）以内に、電子マニフェストによる最終処分終了報告（法第12条の5第4項の規定による。）を行う。
- (5) 委託者は、委託者又は受託者が、正当な理由によってJWNETを利用できない場合には、産業廃棄物の搬出の際に、受託者に産業廃棄物管理票（以下「紙マニフェスト」という。）を交付する。この場合、委託者及び受託者は、法第12条の3の規定に従い、紙マニフェストの回付、送付、保存を行う。

10. 安全対策

受託者は、業務の実施に当たって次のとおり安全対策を措置するものとする。

- (1) 作業は、常に安全第一を心がけ、業務上の事故防止については細心の注意を払い、必要な対策を講じるものとする。

- (2) 業務の安全が図られるように人員を配置するものとする。
- (3) 業務に従事する者に対しては、新規雇用時及び定期的に安全衛生教育を実施しなければならない。
- (4) 業務の履行に伴って事故が発生した場合には、直ちにその旨を関係機関及び委託者に連絡し、その処理については委託者と協議し、責任をもって一切の手続を行うものとする。

1 1. 業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項

受託者は、業務終了の日から10日以内に完了届（様式1）を委託者に提出するものとする。なお、提出日は、契約期間を超えてはならない。

また、環境負荷低減を目的として、再生利用実績報告書（様式2）を提出すること。

1 2. 契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項

受託者は、契約を解除された場合、解除された後もその産業廃棄物に対する契約上の受託者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、処分の残っている産業廃棄物の処分業務を自ら実行するか、又は委託者の承認を得た上で、当該産業廃棄物の処分の許可を有する他の者に受託者の自己の費用をもって業務を行わせなければならない。

1 3. 再委託の禁止

受託者は、委託者から委託された産業廃棄物の処分業務を他人に委託してはならない。ただし、委託者の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

1 4. その他

- (1) 当該産業廃棄物を処分するための許可証の写しを提出するものとする。
- (2) 委託契約書については契約終了の日から5年間保存するものとする。
- (3) 委託者は、受託者の業務履行状況を不相当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。
- (4) 受託者は、第三者に対して不快を与えないよう細心の注意を払って業務を履行するものとする。
- (5) 受託者は、委託者の取り組んでいる環境施策（ごみの資源化・減量、カラス対策等）に対し、十分理解し、協力しなければならない。
- (6) 受託者は、この業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (7) 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的

に使用してはならない。契約終了後も同様とする。

- (8) 業務の履行に当たっては、廃棄物処理法、労働安全衛生法、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (9) この仕様書の定めのない事項及び疑義の生じた事項への対応については、委託者と受託者とがその都度協議の上、決定するものとする。

< 表面 >

管理番号

廃棄物データシート(WDS)

- ※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。
- ※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。
- ※3 一品目に対して、一枚作成ください。

1	作成年月日	2026年3月23日		記入者 檜橋 慎司	
2	排出事業者の名称等	名称	市川市	所属	下水道部 河川・下水道管理課
		所在地	〒 272-8501 市川市八幡1丁目1番1号	担当者	檜橋 慎司
				TEL	047-712-6358
				FAX	047-712-6360
3	廃棄物の名称	有機汚泥			
4	<input type="checkbox"/> 工程図等添付 廃棄物の発生工程	下水道施設から発生する有機汚泥			
5	廃棄物の種類 <input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物	<input checked="" type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> 廃油 <input type="checkbox"/> 廃酸 <input type="checkbox"/> 廃アルカリ <input type="checkbox"/> その他 ()			
		※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合 <input type="checkbox"/> 石綿含有産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等			
		<input type="checkbox"/> 引火性廃油 <input type="checkbox"/> 強アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 指定下水汚泥 <input type="checkbox"/> 廃酸(有害) <input type="checkbox"/> 引火性廃油(有害) <input type="checkbox"/> 感染性廃棄物 <input type="checkbox"/> 銹さい(有害) <input type="checkbox"/> 廃アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 強酸 <input type="checkbox"/> PCB等 <input type="checkbox"/> 燃えがら(有害) <input type="checkbox"/> ばいじん(有害) <input type="checkbox"/> 強酸(有害) <input type="checkbox"/> 廃水銀等 <input type="checkbox"/> 廃油(有害) <input type="checkbox"/> 13号廃棄物(有害) <input type="checkbox"/> 強アルカリ <input type="checkbox"/> 廃石綿等 <input type="checkbox"/> 汚泥(有害)			
6	特定有害廃棄物 ○:含有 ×:非含有 △:含有の可能性あり	(×) アルキル水銀 (×) トリクロロエチレン (×) 1,3-ジクロロプロペン (×) 水銀又はその化合物 (×) テトラクロロエチレン (×) チウラム (×) カドミウム又はその化合物 (×) ジクロロメタン (×) シマジン (×) 鉛又はその化合物 (×) 四塩化炭素 (×) チオベンカルブ (×) 有機燐化合物 (×) 1,2-ジクロロエタン (×) ベンゼン (×) 六価クロム化合物 (×) 1,1-ジクロロエチレン (×) セレン (×) 砒素又はその化合物 (×) シス-1,2-ジクロロエチレン (×) ダイオキシン類 (×) シアン化合物 (×) 1,1,1-トリクロロエタン (×) 1,4-ジオキサン (×) PCB (×) 1,1,2-トリクロロエタン			
7	廃棄物の組成・成分情報 <input type="checkbox"/> 情報伝達が義務付けられている危険・有害物質 <input type="checkbox"/> その他主要成分	物質名又は品名	量・濃度	CAS登録番号	
8	その他含有物質 ○:含有 ×:非含有 △:含有の可能性あり	(×) 硫黄 (×) 塩素 (×) 臭素 (×) ヨウ素 (×) フッ素 (×) 炭酸 (×) 硝酸 (×) 亜鉛 (×) ニッケル (×) 銅 (×) アルミ (×) アンモニア (×) ホウ素 (×) アンチモン (×) その他 ()			

9	水道水源における消毒副生成物前駆物質 <input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	生成物質:ホルムアルデヒド(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> ヘキサメチレンテトラミン(HMT) <input type="checkbox"/> 1,1-ジメチルヒドラジン(DMH) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルアニリン(DMAN) <input type="checkbox"/> トリメチルアミン(TMA) <input type="checkbox"/> テトラメチルエチレンジアミン(TMED) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) <input type="checkbox"/> ジメチルアミノエタノール(DMAE)			
		生成物質:クロロホルム(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> アセトンジカルボン酸 <input type="checkbox"/> 1,3-ジハイドロキシルベンゼン(レゾルシノール) <input type="checkbox"/> 1,3,5-トリヒドロキシベンゼン <input type="checkbox"/> アセチルアセトン <input type="checkbox"/> 2'-アミノアセトフェノン <input type="checkbox"/> 3'-アミノアセトフェノン			
		生成物質:臭素酸(オゾン処理により生成)、ジブromokロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルム(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> 臭化物(臭化カリウム等)			
10	有害特性 <input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 参考	<input type="checkbox"/> 爆発性 <input type="checkbox"/> 引火性(°C) <input type="checkbox"/> 可燃性 <input type="checkbox"/> 自然発火性(°C) <input type="checkbox"/> 禁水性 <input type="checkbox"/> 酸化性 <input type="checkbox"/> 有機過酸化物質 <input type="checkbox"/> 急性毒性 <input type="checkbox"/> 感染性 <input type="checkbox"/> 腐食性 <input type="checkbox"/> 毒性ガス発生 <input type="checkbox"/> 慢性毒性 <input type="checkbox"/> 生態毒性 <input type="checkbox"/> 重合反応性 <input type="checkbox"/> その他()			
11	廃棄物の物理的・化学的性状	形状 <input type="checkbox"/> 固形 <input type="checkbox"/> 泥状 <input checked="" type="checkbox"/> 液状 → 粘性 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 → <input type="checkbox"/> 弱 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 強) 臭気 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 → <input type="checkbox"/> 弱 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 強 (臭気種類:) 色 () 比重() pH () 沸点() 融点() 発熱量() 水分(%)			
12	品質安定性	経時変化(<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無) 有る場合は具体的に記入 ()			
13	荷姿	<input type="checkbox"/> 容器 () <input checked="" type="checkbox"/> 車両 (バキューム車) <input type="checkbox"/> その他 ()			
14	排出頻度 数量	頻度: (<input type="checkbox"/> スポット <input checked="" type="checkbox"/> 継続予定) 数量: (42) <input type="checkbox"/> kg <input checked="" type="checkbox"/> t <input type="checkbox"/> ㎥ <input type="checkbox"/> m ³ <input type="checkbox"/> 本 <input type="checkbox"/> 缶 <input type="checkbox"/> 袋 <input type="checkbox"/> 個 / <input type="checkbox"/> 年 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 週 <input type="checkbox"/> 日			
15	特別注意事項	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載			
	保護具	<input type="checkbox"/> ガスマスク着用 →ガスマスク種類 () 吸収缶種類 () <input type="checkbox"/> 保護手袋 <input type="checkbox"/> 保護メガネ <input type="checkbox"/> その他 ()			
	応急処置	<input type="checkbox"/> 吸入時 → <input type="checkbox"/> 新鮮な空気の場所へ移動し安静にする <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 皮膚付着時 → <input type="checkbox"/> 多量の水で洗い流す <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 目に入った場合 → <input type="checkbox"/> 多量の水で洗い流す <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 飲み込んだ場合 → <input type="checkbox"/> 多量の水を飲ませ吐かせる <input type="checkbox"/> その他 ()			
	漏洩時措置	除去方法: <input type="checkbox"/> 吸着マット・ほうき・スコップで回収する <input type="checkbox"/> その他 () 除去作業時の注意: <input type="checkbox"/> 廃棄物に触れないようにする <input type="checkbox"/> その他 ()			
	火災時措置 その他	水による消火 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 →消火方法 () <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無			
16	その他の情報	SDS (<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無) 分析表 (<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無) サンプル (<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無) 有の場合 → <input type="checkbox"/> 均一 <input type="checkbox"/> 不均一 <input type="checkbox"/> 疑似サンプル 写真 (<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無) その他 (<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無) 具体的には → ()			
<変更履歴/内容確認欄>					
No.	日付	区分	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容/備考

事業の透明性に係る情報項目

	情報項目	適用		備考
		収集運搬	処分	
1	事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図		○	中間処理施設、最終処分場について作成
2	直前一年間の産業廃棄物の一連の処理の行程		○	中間処理施設、最終処分場について作成
3	直前三年間の産業廃棄物の受入量・運搬量	○		産業廃棄物の種類ごと
	直前三年間の産業廃棄物の受入量・処分量・中間処理後産業廃棄物の処分量		○	産業廃棄物の種類ごと
4	直前三年間の産業廃棄物処理施設の維持管理状況		○	焼却・廃石綿等溶融・PCB処理、最終処分の場合
5	直前三年間の産業廃棄物の焼却施設における熱回収実績		○	焼却の場合

- ・ 「5. 産業廃棄物の種類及び数量」に記載する産業廃棄物が対象
- ・ 詳細については、「優良産廃処理業者認定制度 運用マニュアル（改訂令和2年10月）環境省」を参照すること。

完 了 届

令和 年 月 日

市 川 市 長 様

住 所

氏 名 印

下記のとおり業務が完了したので、届出をします。

1. 委託事務（事業名） _____

2. 施行（納入）場所 _____

3. 契約年月日 令和 年 月 日

4. 委託金額 金 _____ 円
(単価契約の場合は、総額を記入してください)

5. 委託期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

6. 完了年月日 令和 年 月 日

産業廃棄物 再生利用実績報告書

報告日

委託名

契約期間

処理業者

処理施設名称

再生利用実施状況

廃棄物の種類	受入量 (t)	再生利用量 (t)	残渣・最終処分量 (t)	再生利用率 (%)	再生利用の手法
合計	0.0	0.0	0.0	#DIV/0!	